

久留米広域

●久留米市 ●田主丸町
●北野町 ●城島町 ●三潁町

合併協議会だより

平成15年12月25日発行

Vol.13

発行・編集 / 久留米広域合併協議会 〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3 TEL0942-30-9233 FAX0942-30-9703



イチゴの王様「あまおう」 (城島町)

県内有数のイチゴ産地・城島町。出荷の最盛期を迎えた今売り出し中の「あまおう」は、糖度も十分で、形も大きく色つやが素晴らしいと全国の市場で評判です。早朝に収穫されたイチゴは、すぐにパック詰めされ、大阪や東京などの都市に出荷され、全国の家庭の食卓を飾ります。

生産農家の原一義さんは、「私たちが精魂込めて作ったイチゴは、味、形とも全国どこのイチゴにも負けんばい」と胸を張って話してくれました。

久留米広域合併協議会第13回会議

地方税の取扱いを承認

国民健康保険事業やごみ処理の取扱いなど9項目を提案

久留米広域合併協議会第13回会議が12月6日、久留米市内で開催されました。会議では、前回提案された「財産の取扱い」や継続協議となっていた「商工・観光関係事業の取扱い」「地方税の取扱い」などの合併協定項目が協議され、3項目が承認されました。これで新市建設計画を含む45項目の合併協定項目の内、22項目が承認されました。また新たに「ごみ処理」に関する取扱い、「国民健康保険事業の取扱い」など9項目が提案されました。

■地方税に関する調整案（一部抜粋）

税目	税額・税率	税率等説明	納期
市民税	個人均等割 標準税率 (合併年度及びそれに続く5年度は不均一課税採用)	標準税率は、5万人以上50万人未満の市が2,500円、5万人未満の市ならびに町村2,000円	6/1~6/30 8/1~8/31
	個人所得割 標準税率	標準税率は、200万円までの部分が3%、200万円超から700万円までの部分が8%、700万円超の部分が10%	10/1~10/31 1/1~1/31
	法人均等割 標準税率	標準税率は、資本等の金額と従業員数に応じて9段階	
	法人税割 制限税率 (合併年度及びそれに続く5年度は不均一課税採用)	法人税額(国税)を基礎に算定。制限税率は14.7%	
固定資産税	標準税率	固定資産評価基準に基づき評価した土地、家屋及び償却資産の評価額を基礎として算定。標準税率は1.4%	5/1~5/31 7/1~7/31 9/1~9/30 12/1~12/25
軽自動車税	標準税率	種別・排気量により1台当たり年額1,000~7,200円	5/1~5/31

【参考】

- * 標準税率：地方団体が課税する場合に、通常よるべきとして法定されている税率
- * 制限税率：地方団体が課税する場合に、これを超えてはならないものとして法定されている税率

協議事項

●第39号議案 合併協議会の監事の選任について

田主丸町の長瀬勇氏の委員辞任により空席となっていた監事に、植原政則委員（北野町）が選任されました。

●協議 新市建設計画

県との事前協議の結果を受けて、新市建設計画の修正を提案しました。

修正・挿入された主な点は、新市建設主要施策での「住宅市街地の住環境の整備」や新市において県が主体となって実施する事業として「バイオバレー構想に基づき、バイオ産業の振興のための環境整備に取り組み」などです。協議の結果、全会一致で承認されました。今後、県と正式協議を行っていきます。

●第15号議案 地方税の取扱いについて（継続協議分）

委員から「納税組合奨励金の代わりに「コミュニティ」の支援を行うとのことだが、どういった取扱いを検討しているのか。住民の納税意識を高めることに繋がることを考えて欲しい」との質問が出され、事務局より「自治会活動支援については、久留米市（4ページ参照）の例を適用しますが、その制度内容については合併までに調整します」との説明がありました。

協議の結果、税率、納期は上記表のとおりとし、前納報奨金制度、納税組合制度を合併年度末までに廃止することなどの調整案が全会一致で承認されました。

●第19号議案 商工・観光関係事業の取扱いについて（継続協議分）

前回、継続協議となっていた経済団体への支援については、「経済団体への補助及び支援については、1市4町のこれまでの経過を踏まえるとともに、各自治体の補助実績の差も大きいいため、合併後、新たな法や制度の変更や地域の意向を踏まえて、その変更の協議や合意がなされるまでの間については、現行の各市町の補助基準に基づく助成を継続することとする」とした修正案が提案され、協議の結果、全会一致で承認されました。

●第22号議案 町名・字名の取扱いについて（継続協議分）

委員から、「合併後も旧町での地域活動をしやすいようにするためにエリアの単位は必要ではないか」との意見が出され、協議の結果、継続協議となりました。

●第36号議案 高齢者福祉事業の取扱いについて（継続協議分）

前回、継続協議となっていた介護用品支給については、「新市において統一した基準で実施するため、その対象者、所得要件及び給付金額については、4町の実施状況並びに国・県補助事業の動向を踏まえ、合併時に調整を図る」との修正案が提案され、全会一致で承認されました。

●第37号議案 財産の取扱いについて（前回会議で提案）

「4町の財産（権利及び義務を含む）は、すべて久留米市に引き継ぐ。旧町

■提案された「ごみ処理に関する取扱いについて」の主な調整案（一部抜粋）

【家庭系ごみの分別】

現行制度を維持する。なお、合併後統一が可能なものについては統一化に向けた検討を行う。

【ごみの集積所及び収集回数】

当分の間現行どおりとし、合併後において統一化に向けた検討を行う。ただし、可燃物の収集回数については、平成17年度から週2回に統一する。

【家庭系ごみ処理手数料(指定袋)及び粗大ごみ処理手数料】

当分の間現行どおりとし、合併後において統一化に向けた検討を行う。ただし、北野町の可燃物指定袋については、久留米市（可燃・不燃とも30R：25円、18R：15円）を基本に統一する。直接搬入分の手数料については、現行どおり各施設で定められた手数料とする。



【事業系ごみ(事業系一般廃棄物)の分別基準】

現行どおりとする。ただし、「家庭系に準じる基準」については、合併後早期に統一する。

【事業系ごみ(一般廃棄物)処理手数料(指定袋)】

当分の間現行どおりとし、直接搬入分の手数料については、現行どおり各施設で定められた手数料とする。

■提案された「下水道(生活排水・し尿)の取扱いについて」の主な調整案（一部抜粋）

【公共下水道及び農業集落排水事業の使用料】

合併後当分の間は現行どおりとし、その間の早い時期に調整を図る。ただし、城島町が実施している特定地域生活排水処理事業との調整については、公共下水道区域設定時期等に検討を行う。

【公共下水道の受益者負担金・分担金】

久留米市(171円/1g)に合わせる。ただし、田主丸町の第1期事業分については、同町の農業集落排水事業の分担金に合わせる。また、城島町が実施している特定地域生活排水処理事業ですでに設置が行われている分については、公共下水道区域設定時期等に負担金のあり方について検討を行う。農業集落排水については、当分の間田主丸町に合わせるが、合併後新たに整備する地区においては、事業着手前に検討を行う。

【し尿汲み取り料金】

現在の料金を継続し、城島町及び三潴町が行っている海洋投棄の禁止時に統一化を図る。

地域に用途を限定した地域振興基金(仮称)を旧町ごとに設置することが承認されました。

なお、田主丸町の3つの財産区の区有財産については、運営方法について町内での調整等が必要であるとの申し出があり、継続協議となりました。

●第38号議案 事務組織及び機構の取扱いについて(前回会議で提案)

委員から「総合支所は、本庁において処理する事務(市全体に係る政策等)を除く市民サービスを総合的に提供することのだが、総合支所にだけだけの機能と権限を持たせるのが重要である。また第27次地方制度調査会の最終答申に地域自治組織の必要性も提唱されている。総合支所の権限と機能、

及び地域自治組織について調整案に盛り込んでいただけないか」との意見が出されました。

●第40号議案 慣行の取扱いについて(今回提案)

「慣行の取扱い」については、「○新市の花は、久留米つつじ・コスモスとする。各町の花は基本的に地域の花として従来どおり活用していく」

○新市の市章及び徽章は、久留米市の例による ○そ



新市の花として提案されたコスモスと久留米つつじ

の他シンボリックなものについては、地域のシンボルとして活用していく」などの調整内容が提案されました。

●第41号議案 斎場に関する取扱いについて(今回提案)

「斎場に関する取扱い」については、

「久留米市及び北野町は、久留米市斎場を使用する。一部事務組合施設を有する地区(田主丸町・三潴町)については、当該施設の使用を基本とし、久留米市斎場の使用も可能とする。城島町については、久留米市斎場の使用を基本とする。ただし、当分の間は現在の利用形態も継続できるように努める」となどの調整内容が提案されました。

●第42号議案 ごみ処理に関する取扱いについて(今回提案)

「ごみ処理に関する取扱い」については、

「ごみ処理に関する取扱い」については、別掲左上囲みのとおり調整内容が提案されました。

委員から「ごみ袋の容量・料金を早急に統一して欲しい」との質問が出され、事務局より「それぞれの市町でごみ処理に関する様々な経過や中間処理施設の処理能力などから、現在のごみ袋の容量・料金が決められています。短期間での変更は混乱を招く恐れがあるため、合併後に慎重に検討します」との説明がありました。

●第43号議案 下水道(生活排水・し尿処理)の取扱いについて(今回提案)

「下水道(生活排水・し尿処理)の取扱い」については、別掲左下囲みのとおり調整内容が提案されました。

■提案された「保健医療事業の取扱いについて」の主な調整案（一部抜粋）

【老人保健事業】

基本健康診査、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診（視触診）については、合併までに調整を図り新市で統一した対象者の範囲および個人負担額を設定する。ただし、合併年度については現行どおり実施する。節目検診については、合併までに他の検診事業と統合する方向で調整を図る。

【母子保健事業】

妊婦健康診査については、各市町同一事業のため、新市においても現行どおり実施する。乳幼児健康診査については、合併までに実施方法の統一を図る。ただし、合併年度については現行どおり実施する。

【乳幼児医療】

乳幼児医療については、当分の間現行どおりとし、新市において統一の方向で調整する。



■久留米市の自治会活動支援制度

- 対象：自治会や町内会等の地縁団体または連合体
- 補助対象事業：祭り、広報紙の発行、文化スポーツ振興、自主防災事業などに要した経費
- 補助率等：経費の1/2以内で10万円を限度。1団体につき年1回限り

■久留米市の小地域公民館（集会所）の建設費助成制度

- 補助対象事業：新築、増築、修繕の本体工事費、付帯工事費、模様替えなどの工事費。備品は対象外
- 補助率等：人口により面積4区分、構造により基準単価が3区分。補助率は2/3

※新委員の紹介

（平成15年11月27日現在）
田主丸町 右田 正純 2号委員
2号委員 各市町議会が推薦した議員

※今回提案された第40号議案から第48号議案及び継続協議となった項目は、次回第14回会議で協議されます。

実している久留米市の例（左田み参照）により統一することが提案されました。委員から「建設費助成の備品とは何をさすのか」との質問があり、事務局より「建物と一体と考えられる照明器具、ガス器具、空調、給排水設備などは補助対象です。なお、テレビ、冷蔵庫、カラオケ設備、椅子などは除外されます」との説明がありました。

「国民健康保険事業の取扱い」については、「〇賦課形態は保険料とする。ただし、合併年度は現行どおりの保険税または保険料とする。保険料については、当面現行どおりとし、平成22年度の統一に向けて不均一賦課を採用し、必要な改定を行う。賦課方式については、平成22年度より医療保険分3方式（所得割・均等割・平等割）、介護保険分2方式（所得割・均等割）とする

○保険料の納期については、久留米市及び北野町の例により10期とする ○無受診者表彰については、現行どおりとし、新市になって実施の可否を検討する」ことなどの調整案が提案されました。

委員から「久留米市の自治会制度（委託内容、自治会長への報酬など）はどのようなものか」との質問が出されました。

事務局より「自治会へは広報紙などの配布に対する委託だけです。報酬はありません」との説明がありました。

事務局より「自治会へは広報紙などの配布に対する委託だけです。報酬はありません」との説明がありました。

事務局より「自治会へは広報紙などの配布に対する委託だけです。報酬はありません」との説明がありました。

事務局より「自治会へは広報紙などの配布に対する委託だけです。報酬はありません」との説明がありました。

●第44号議案 介護保険事業の取扱いについて（今回提案）

「介護保険事業の取扱い」については、「〇保険料の賦課方式については、久留米市の例（5段階方式）による。保険料については、平成17年度のみ新市の事業計画を策定し、それに基づいて設定する ○普通徴収の納期については、10期とする」などの調整内容が提案されました。

●第45号議案 保健医療事業の取扱いについて（今回提案）

「保健医療事業の取扱い」については、左田みのとおり調整内容が提案されました。

委員から「県内の各自治体乳幼児医療の通院の対象者を3歳児以上まで実

施している自治体があれば資料を提出して欲しい」との要望がありました。

事務局で調査し、実施している自治体があれば次回会議に資料を提出する予定です。

●第46号議案 行政区の取扱いについて（今回提案）

「行政区の取扱い」については、「〇行政区は、現行のまま新市に引き継ぐ ○区長等の制度は、当分の間現行のまま新市に引き継ぎ、今後の制度の在り方については、新市において検討する。区長等の所掌事務は、現行のまま新市に引き継ぐが、必要な事務的見直しについては、協議のうえ合併までに調整する。区長等の報酬は、現行どおりとする」ことが提案されました。

●第47号議案 「ミニシティ施策」の取扱いについて（今回提案）

「ミニシティ施策の取扱い」については、「〇自治会活動支援制度については、久留米市の例（左田み参照）により統一する。また、当分の間、田主丸町、北野町、城島町及び三瀬町の行政区支援を行うものとし、その制度内容については、合併までに調整する ○小地域公民館（集会所）の建設費助成は、制度が充

委員から「久留米市の自治会制度（委託内容、自治会長への報酬など）はどのようなものか」との質問が出されました。

事務局より「自治会へは広報紙などの配布に対する委託だけです。報酬はありません」との説明がありました。

事務局より「自治会へは広報紙などの配布に対する委託だけです。報酬はありません」との説明がありました。

事務局より「自治会へは広報紙などの配布に対する委託だけです。報酬はありません」との説明がありました。

事務局より「自治会へは広報紙などの配布に対する委託だけです。報酬はありません」との説明がありました。